

戸塚区連合町内会自治会連絡会5月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区総務課

議題名： とつか緊急時情報伝達システムへの登録について

【内容】

戸塚区では、災害時における避難指示等の緊急情報を、自治会町内会長の皆さまに一斉に配信する、「とつか緊急時情報伝達システム」(以下、「システム」という。)を平成30年1月から運用しており、今年度も運用を継続します。

自治会町内会長のうち、システムに未登録の方は、システムへの登録について御検討をお願いいたします。

また、御登録いただいた方を対象としたテスト配信を、令和6年7月18日(木)19時00分頃に実施しますので、事前に受信方法の確認をお願いいたします。

【例年あげている議題か？】

昨年度も、5月区連会でお願いしました。

**【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】
【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)**

自治会町内会長あてに、依頼文、システムの概要等を掲載したチラシ及び登録用紙を送付いたします。

登録用紙に必要事項を御記入のうえ、令和6年6月28日(金)までに、区役所総務課へ郵送、FAX、Eメールなどで御提出ください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 戸塚区総務課庶務係

担当者名 霜村、藤井

TEL 866-8307 FAX 881-0241

自治会町内会長 各位

戸塚区総務課長 藤咲 貴裕

とつか緊急時情報伝達システムへの登録について（依頼）

日頃から、「災害に強いまちとつか」の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

近年、気候変動による大雨や今年1月の能登半島地震、4月の震度6弱を観測した愛媛県における地震といった災害が頻繁に発生しています。

戸塚区では、災害時における避難指示等の緊急情報を、一斉に配信する「とつか緊急時情報伝達システム」（以下、「システム」という。）を導入しており、本システムにご登録いただくことで、緊急性の高い災害情報を速やかに入手することができるため、自治会町内会内での速やかな情報共有に御活用いただけます。

ぜひご登録をお願いいたします。

1 システムの概要

事前に電話番号やメールアドレスをシステムに登録しておくことで、地震や、台風などの風水害時に、気象庁や区役所からの緊急情報（避難指示の発令や開設中の避難場所等）が一斉に配信されます。

2 配信する情報

- (1) 特別警報
- (2) 土砂災害警戒情報
- (3) 震度5強以上の地震
- (4) 避難指示等の避難情報
- (5) 避難場所の開設状況
- (6) その他区で周知が必要であると判断した緊急性の高い情報

3 対象者

戸塚区内の自治会町内会長

現在戸塚区内での登録率はおおよそ 70%となっています。

災害時における速やかな情報伝達及び避難行動を実現するために、戸塚区は登録率 100%を目指しておりますので、ご登録をお願いいたします。

4 登録申請の方法

別紙 2「登録用紙」に必要事項を御記入のうえ、令和 6 年 6 月 28 日（金）までに、区役所総務課へ郵送、FAX、Eメールなどで御提出ください。

※会長の交代等により登録内容の変更が必要な場合も御提出ください。

5 登録者へのテスト配信

御登録された方へのテスト配信を、令和 6 年 7 月 18 日（木）19 時に実施しますので、事前に受信方法の確認をお願いいたします。

区役所側から受信を確認するために必要ですので、メッセージ受信後は、必ず「#」を押してください。

※受信方法は、別紙 1 の裏面「【メッセージの受信方法】」のとおり

6 登録後の運用方法について

災害発生時に自治会町内会の防災担当者等に速やかに情報共有できるように、配信された情報の自治会町内会内での情報共有方法をあらかじめ定めていただきますようお願いいたします。

7 その他

本システムには、御提供いただいた氏名、電話番号等の個人情報を登録します。個人情報は、緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことには使用しません。

担 当 戸塚区総務課庶務係 霜村、藤井

電 話 0 4 5 - 8 6 6 - 8 3 0 7

F A X 0 4 5 - 8 8 1 - 0 2 4 1

Eメール to-bousai@city.yokohama.jp

避難指示等の緊急情報を電話でお知らせします！！

とつか緊急時情報伝達システム

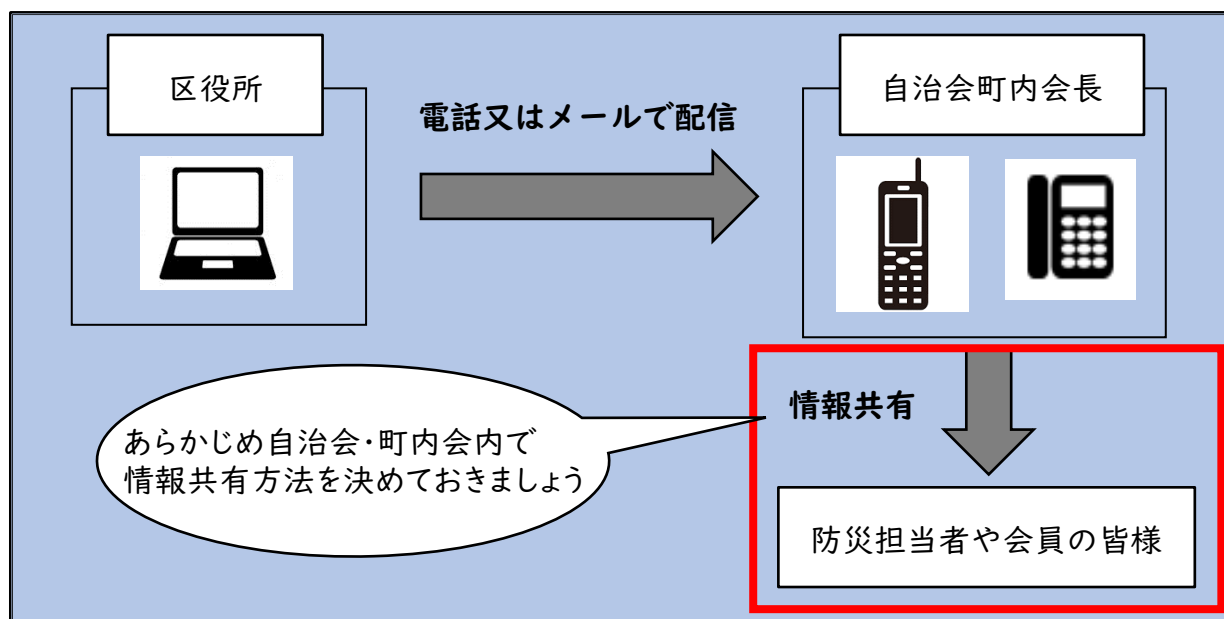
災害時における緊急情報（避難指示の発令や、開設中の避難場所等）を、

あらかじめ登録した電話番号に音声でお知らせするシステムです。

また、希望される場合はメールでも配信いたします。

【配信の流れ】

災害時、区役所から自治会町内会長へ緊急情報を一斉に配信します。自治会町内会の防災担当者等への速やかな情報伝達に御活用いただけます。



【システムの主な特徴】

| | |
|------|--|
| 特徴 1 | 緊急情報が発表された際、あらかじめ登録した電話番号やメールアドレスに自動的に配信するため、速やかに情報を受け取ることができます。 |
| 特徴 2 | 配信を聞き逃した場合でも、最大3回までメッセージが再配信されます。 また、3回の配信をすべて聞くことができなかった場合でも、専用のリダイヤル番号への発信により、最新のメッセージを聞くことができます。 |

令和6年7月18日（木）の19時00分頃にテスト配信を実施します。
受信方法について、事前の御確認をお願いいたします。

【着信番号の御案内】

0570-095-999 から着信があります。区役所からの着信であることが分かるよう、番号の登録をおすすめします。（電話に出ることができなかった場合、最大3回着信があります）

【メッセージの受信方法】

通常の電話と同様に着信がありますので、電話に出てくださいメッセージを確認してください。
メッセージ確認後、**固定電話又は携帯電話の「#」を押していただくことで受信完了となります。**
もう一度、メッセージをお聞きになりたい場合は、「1」を押していただくと、再度メッセージが流れます。

（メッセージの例）

○月○日の午前○時に、戸塚区内に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

それに伴い、区内に○箇所の避難所を開設しています。

開設中の避難場所は、○○小学校、○○中学校です。

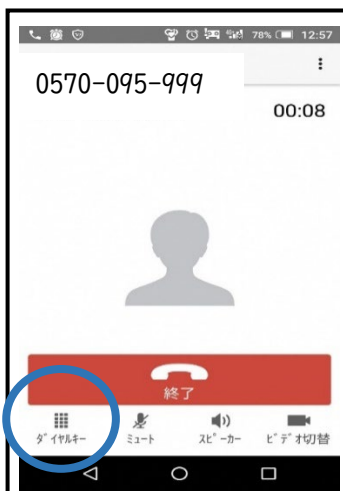
必要に応じて、適切な避難行動を取ってください。

メッセージの内容を御確認いただけた場合は、「#」を押してください。

（区役所側から受信を確認するために必要ですので、必ず「#」を押してください。）

もう一度お聞きになる場合は、「1」を押してください。

（スマートフォンを御利用の場合）



通話中にダイヤルキーを押していただくと、画面が切り替わります。



※お使い機種によって、ダイヤルキーが異なる場合があります。

【メッセージを再確認する方法】

電話に出ることができなかった場合は、0800-805-1398 へのリダイヤルにより最新のメッセージを聞くことができます。（発信から24時間以内）

【お問合せ先】戸塚区総務課防災担当

電話：045-866-8307 FAX：045-881-0241 Eメール：to-bousai@city.yokohama.jp

登録用紙

いずれかにチェックをお願いします

※前会長の登録の有無について御不明な場合は、「新規登録」にチェックしてください。

新規登録

登録情報の変更（会長名・電話番号・メールアドレス追加）

| | |
|------------------|---------------------------------|
| 自治会町内会名 | ※略さずに御記入ください。 |
| 登録者名 | |
| 電話番号 (固定又は携帯) | ※固定電話、携帯電話のどちらか一つの電話番号を御記入ください。 |
| メールアドレス (任意) | ※メール配信を希望される方のみ御記入ください。 |

提出先：〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区役所総務課（9階 91番窓口）

担当：戸塚区総務課防災担当 霜村、藤井

電話 045-866-8307

FAX 045-881-0241

Eメール to-bousai@city.yokohama.jp

提出方法：郵送、FAX、Eメール又は窓口への御持参をお願いします。

提出期限：令和6年6月28日（金）